

国民年金保険料免除等の申請について

保険料が納め忘れの状態、万一、障害や死亡といった不測の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられない場合があります。

所得が少ない、失業、事業の廃止（廃業）などの理由で保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度（50歳未満）」がありますので、市区役所・町村役場の国民年金担当窓口でお早めに手続きをお願いします。

産前産後期間の国民年金保険料が免除になります

出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間の国民年金保険料が免除になります。

出産予定日の6か月前から手続きができますので、お住いの市区役所・町村役場の国民年金担当窓口でお早めに手続きをお願いします。

会社を退職したときは年金の切替え手続きが必要です

20歳以上60歳未満の方が会社を退職され、農業者、自営業者、学生、フリーター、無職等になった場合には、国民年金第1号被保険者（又は第3号被保険者）への切替え手続きが必要です。

お住いの市区役所・町村役場の国民年金担当窓口でお早めに手続きをお願いします。

マイナポータルを利用した国民年金の加入手続き・ 保険料免除申請等の電子申請について

マイナポータルを利用した国民年金第1号被保険者の資格取得・種別変更、国民年金免除・納付猶予、学生納付特例及び産前産後免除の電子申請ができます。詳細は、日本年金機構のHPをご覧ください。

https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/denshi_kokunen.html

国民年金のご相談・お手続きについては、むつ年金事務所（☎0175-22-4947）または、東通村住民課住民グループ（☎0175-33-2135）までお問い合わせください。

『令和7年5月26日から戸籍に振り仮名が記載されます』

令和7年5月26日に改正戸籍法が施行され、戸籍の記載事項に氏名の振り仮名が追加されることになりました。

令和7年5月26日以降、本籍地の市区町村長から、戸籍に記載される予定の振り仮名が通知されます。＊
通知の振り仮名が正しいときは、届出をしなくても通知のとおり戸籍に記載されます。

なお、振り仮名の届出に手数料は一切かかりません。また、届出をしなかったとしても、罰則や罰金はありません。振り仮名の届出に当たって法務省や市区町村に金銭を支払うよう要求することはありませんので、詐欺にご注意ください。

戸籍の振り仮名制度について、詳しくは法務省のホームページで御案内していますので、ご参照ください。
〔法務省ホームページ〕 <https://www.moj.go.jp/MINJI/furigana>

※東通村に本籍がある方への通知については、8月頃を予定しております。

【問合せ先】東通村住民課 ☎0175-33-2135